

豊島区創業チャレンジ支援施設開設事業補助金交付要綱

平成30年7月1日

文化商工部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊島区（以下「区」という。）の区域内で、創業を希望する者および創業後おおむね5年以内の小規模事業者を支援する創業チャレンジ支援施設（以下「施設」という。）を開設する者に対し、施設の整備・改修費および運営費の一部を補助する事業を実施することにより、区内に新たな創業者を増やし、産業の育成および地域の活性化を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象者は、次に掲げる要件を全て満たす者であって、第6条第2項の規定により区長から事業の採択を受けた者とする。

(1) 法人格を有する団体で、次のいずれかに該当する者であること。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（個人を除く。）

イ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人及び一般財団法人

ウ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人

(2) 本補助金の趣旨を理解し、施設の利用者に対して創業支援のための事業を行うこと。

(3) 施設内の個室等を特定の利用者限定して使用させる場合は、その使用期間は原則として3年以内とすること。

(4) としまビジネスサポートセンターと連携した事業を実施すること。

(5) 地域に貢献する事業を積極的に行うこと。

(6) 施設の開設場所に地元の商店会（区内に存する商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定により設立された商店街振興組合、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定により設立された事業協同組合または法人格を有しない商店会をいう。）が存する場合は入会すること。

(7) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

(8) 事業の実施に必要な許認可等を有している者であること。

(9) 次に該当しない者であること。

ア 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制化にある団体

イ 豊島区暴力団排除条例（平成23年豊島区条例第26号）第2条第1号に規定する暴力団である団体又は代表者若しくは団体の構成員が同条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団関係者である者

ウ 代表者が成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者

エ 代表者が禁錮以上の刑に処せられ、執行終了日又は執行を受けることがなくなった日から2年未満の者

オ 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定による清算の

- 開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定による破産手続開始の申立てがなされている者
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者
- キ 政治活動又は宗教活動を主目的とする団体
- ク その他資格審査において不相当であると区長が認める者

（補助対象経費）

第3条 補助対象経費は、別表1に掲げる経費とする。ただし、当該経費で国、都その他の機関等から補助金、負担金その他これらに類するもの（以下「補助金等」という。）の交付を受けた場合においては、当該経費から交付を受けた補助金等の金額に相当する額を控除した額を補助対象経費とする。

（補助対象期間）

第4条 補助金の補助対象期間は、補助金の交付決定のあった日から当該交付決定の日の属する年度の3月31日までとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、当該年度の予算に定める額の範囲内とし、補助率は補助対象経費の3分の2以内とする。ただし、千円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。

（事業の採択）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、第8条に規定する補助金の交付申請に先立ち、区長が別に定める日までに事業採択申請書（第1号様式）および誓約書（第2号様式）を作成し、区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の事業採択申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、区が設置する選定委員会による審査を経て、補助金の交付対象としてふさわしい事業を採択し、事業採択通知書（第3号甲様式）により当該申請者に通知する。採択されなかった事業については、事業不採択通知書（第3号乙様式）により当該申請者に通知する。

3 区長は、前項に規定する事業採択に係る審査に当たって必要があるときは、当該申請者に対して申請書類の内容その他必要な事項について説明を求めることができる。

4 第2項の事業採択の有効期限は、事業採択のあった日から2年後の日が属する年度の3月31日までとする。

（事業の変更・中止）

第7条 前条第2項の規定により採択された者（以下「採択事業者」という。）は、次に掲げる変更を行おうとする場合は、あらかじめ事業変更・中止承認申請書（第4号様式）により申請し、区長の承認を受けなければならない。ただし、第1号および第2号に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りでない。

（1） 事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

- (2) 事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 事業を中止しようとするとき。
- (2) 採択事業者の名称、代表者、主たる事務所の所在地を変更しようとするとき。
- (3) その他区長が必要と判断する事項を変更しようとするとき。

(補助金の交付申請)

第8条 採択事業者は、採択された事業に使用する不動産の売買契約又は賃貸借契約の締結が完了し、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（第5号様式）を作成し、区長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第9条 区長は、前条第1項の規定による交付申請を受けたときは、当該内容を審査のうえ可否を決定し、補助金交付決定通知書（第6号甲様式）または補助金不交付決定通知書（第6号乙様式）により当該交付申請を行った採択事業者に通知する。

- 2 区長は、前項の交付決定の通知に際し、交付の目的を達成するために必要があるときは条件を付すことができる。

(交付申請の取下げ)

第10条 前条の規定により交付決定を受けた採択事業者（以下「交付決定事業者」という。）は、交付決定の内容又はこれに付した条件に対して不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとする場合は、その交付決定の通知を受けた日から起算して14日以内に、その旨を記載した書面を区長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(事業遅延等の報告)

第11条 交付決定事業者は、事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は事業の遂行が困難になったときは、速やかに区長に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告及び遂行命令等)

第12条 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、交付決定事業者は速やかにその理由その他必要な事項を書面により報告しなければならない。

- 2 補助事業等進捗状況報告書、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、当該交付決定事業者は、直ちにこれを是正する措置を講ずるものとする。
- 3 交付決定事業者は、前項の規定による措置を怠ったときは、当該事業に係る作業等を一時停止するものとする。

(実績報告)

第13条 交付決定事業者は、補助の対象となる事業が完了したときまたは当該年度の3月31

日のいずれか早い日までに実績報告書（第7号様式）を作成し、区長に提出しなければならない。第7条の規定により事業を中止したときも、また同様とする。

（補助金の額の確定）

第14条 区長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、当該報告に係る事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合するものであるかを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（第8号様式）により交付決定事業者へ通知する。

（補助金の支払等）

第15条 交付決定事業者は、前条の補助金額確定通知書の受領後、補助金の支払を受けようとするときは、補助金請求書兼口座払依頼書（第9号甲様式）を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定による補助金の請求を受け、補助金を支払うものとする。ただし、事業実施のために必要があると区長が認めたときは、交付決定額の5割以内を上限として概算払をすることができる。

3 交付決定事業者は、前項ただし書の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書兼口座払依頼書（第9号乙様式）を区長に提出しなければならない。

4 区長は、前項の規定による概算払の請求を認めたときは、補助金概算払承認決定通知書（第10号様式）により交付決定事業者へ通知する。

5 交付決定事業者は、補助金の概算払を受けたときは、前条の補助金額確定通知書の受領後、補助金精算書（第11号様式）を区長に提出し、速やかに補助金を精算しなければならない。

（補助金の経理等）

第16条 交付決定事業者は、補助の対象となる事業に係る経理について、他の経理と明確に区分して会計帳簿を整え、補助の対象となる事業に係る収入額及び支出額を記載し、補助金の用途を明らかにしておかなければならない。

2 交付決定事業者は、前項の支出額についてその支出内容を証する書類を整備して、前項の会計帳簿とともに事業の完了した日（第7条の規定による事業の中止の承認を受けた場合を含む。）の属する年度の3月31日から5年間、保存しておかなければならない。

（検査）

第17条 補助の対象となる事業に係る経費支出等の適正を期するために必要があると区長が認めるときは、採択事業者及び交付決定事業者は、区長の求めに応じ、必要な事項について報告し、又は事業所への立入調査若しくは帳簿書類その他の検査を受けるものとする。

（是正のための措置）

第18条 採択事業者及び交付決定事業者は、第14条の規定による審査又は前条の規定による報告等により、交付決定の内容又はこれに付した条件に適合しない事実が明らかになったときは、直ちにこれを是正する措置を講ずるものとする。

（交付決定の取消し等）

第19条 区長は、第7条に規定する事業の中止の承認申請があったとき、又は交付決定事業者

が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 前各号のほか、補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。

(補助金の返還)

第20条 区長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(違約加算金及び延滞金)

第21条 前条の規定により補助金の返還を命じられた交付決定事業者(以下「返還者」という。)

は、補助金受領の日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既に返還した額を控除した額)に年10.95%の割合を乗じて計算した違約金(100円未満の場合を除く。)を加算して返還しなければならない。

2 補助金の返還を命じられた場合において、これを当該命令に係る期限までに返還しなかったときは、返還者は、当該期限の翌日から返還の日までの期間に応じ、その未返還額に年10.95%の割合を乗じて計算した額に相当する延滞金(100円未満の場合を除く。)を加算して返還しなければならない。

3 前2項に規定する年あたりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日あたりの割合とする。

(違約加算金の計算)

第22条 前条第1項の規定により加算金の納付を命じた場合において、当該返還者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第23条 第21条2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(経過報告の義務)

第24条 交付決定事業者は、施設を開設した日の属する年度の3月31日から3年間、毎年度終了後速やかに、施設の運営状況について、運営状況報告書を作成し、区長に提出しなければならない。ただし、運営状況報告書は第13条に定める実績報告書に代えることができる。

2 経過報告の適正を期すために必要があると区長が認めるときは、交付決定事業者は、区長の求めに応じ、口頭若しくは文書による報告をし、又は事業場への立入調査若しくは帳簿書類その他の物件の検査を受けるものとする。

(財産処分の制限)

第25条 交付決定事業者は、当該補助金により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、台帳を設け、その管理状況を明らかにしなければならない。

2 交付決定事業者は、取得財産等については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運営を図らなければならない。

3 交付決定事業者は、取得財産等を、補助金の交付目的に違反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、補助金の交付目的、交付額、又は当該財産の耐用年数を勘案して区長が定める期間を経過した場合はこの限りでない。

（その他）

第26条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、区長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

経費区分	費目
整備・改修費	工事請負費
	施工監理委託費
	不動産賃借料
	備品購入費
	広告費
運営費	人件費
	不動産賃借料
	備品購入費
	備品等賃借料
	建物管理委託費
	専門家報酬
	広告費
その他	その他、区長が特に必要と認める経費

（様式 省略）